

入札案件概要書		公告日	令和8年9月7日	公告別案件No	1/1
入札番号		183番			
工事名		公共下水道矢掛汚水幹線整備工事(8-1工区)			
工事場所		相模原市 中央区相模原1丁目ほか 地内			
工事概要		工事延長 L=844.3m φ200mm硬質塩化ビニル管布設工 L=621m φ200mm硬質塩化ビニル管推進工 L=222m 組立0号マンホール 10箇所 組立1号マンホール 6箇所 組立2号マンホール 5箇所 小型マンホール 4箇所 汚水取付管およびます工 65箇所 雨水取付管取替工 49箇所 人孔蓋取替工 13箇所 付帯工 1式 仮設工 1式 【概算設計書】			
工期		契約締結の日から 令和10年2月14日 まで			
総合評価のタイプ		特別簡易型			
低入札価格調査		総合評価方式のため、低入札価格調査制度を採用する。 調査基準価格【注】 =直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9.5/10+一般管理費×6.8/10 【注】予定価格の10分の7.5から10分の9.5の範囲内とし、「万円止め」とする。 なお、スクラップ評価額がある場合、上記算式により算出された額(端数処理しない額)からスクラップ評価額を控除した額(万円止め)を調査基準価格とする。 (令和4年4月1日付け「総合評価方式における低入札価格調査について」参照)			
参加条件	認定済 営業種目・細目 (公告日の前日時点)	営業種目	細目		
		土木一式	管渠布設		
	総合点数(入札参加認定時)【経営事項審査結果通知書の総合評定値+主観点数】・建設業許可(公告日の前日時点)	総合点数	建設業許可		
		880点以上	—		
	本店所在地	公告日現在、本市内に本店を有していること。			
	手持工事	制限内容 以下のいずれかに該当する場合は参加できない。 ・契約課発注の全ての工事(入札時の条件で手持工事の対象外としたものを除く)の手持工事の総件数が4件以上 ・契約課発注(令和7年4月1日以降に公告したものに限り)の総合評価方式による入札において、低価格(調査基準価格未満)で契約した手持工事の総件数が1件以上			
	工事の実績	工事種別	元請として、設計金額の5割以上の土木工事		
	有効期間	公告日から過去15年以内			
入札参加申請書受付		令和8年9月7日 (月) 午前9時 から 令和8年9月15日 (火) 午後3時 まで			
技術資料提出期限		電子入札システムで提出の場合 令和8年9月15日 (火) 午後3時 まで 郵送で提出の場合 令和8年10月2日 (金) 必着。相模原市公告文10(1)イを要確認。 持参で提出の場合 令和8年10月5日 (月) 午後3時 まで			
確認通知書発行		令和8年9月16日 (水) 午後3時 から 令和8年9月16日 (水) 午後5時 まで			
質問期限		令和8年9月28日 (月)			
回答期限		令和8年9月30日 (水)			
入札書受付		令和8年10月2日 (金) 午前9時 から 令和8年10月5日 (月) 午後3時 まで			
開札予定日時		令和8年10月6日 (火) 午前9時			
落札候補者への連絡		令和8年10月7日 (水) 午後5時 まで ※低入札価格調査となった場合は、調査方法等について同時に連絡する。			
入札時添付資料		「工事費内訳書」・「配置予定現場代理人・技術者届」(設計書と同時にダウンロードした専用書式による)			
備考		・本案件は、公契約条例対象工事となります。 ・令和8年8月17日公告より「入札参加申請書受付」の締切時刻が変更となっておりますのでご注意ください。 ※本案件は公告3(11)に規定する手持工事の取扱いについて、「継続事業」の取扱いとなります。			

総合評価に関する事項

必要とする技術資料

1 表紙（技術資料の提出について）

2 企業の施工能力

- (1) 企業の施工能力（1）【様式－2 a】
- (2) 企業の施工能力（2）（工事成績の実績表）【様式－2 b】
- (3) 企業の施工能力（3）【様式－2 c】
- (4) 企業の施工能力（4）（配置予定技術者の能力）【様式－3 a】
- (5) 企業の施工能力（5）（配置予定技術者の能力）【様式－3 b】
- (6) 企業の施工能力（6）【様式－4】

3 企業の社会性・信頼性

- (1) 企業の社会性・信頼性（1）【様式－5】
- (2) 企業の社会性・信頼性（2）【様式－6】
- (3) 企業の社会性・信頼性（3）【様式－7】
- (4) 企業の社会性・信頼性（4）【様式－8】
- (5) 企業の社会性・信頼性（5）【様式－9】

注1 様式－2 a、2 c、3 a、3 b、5、6、7、8、9に係る添付書類については、すべて提出すること。**なお、提出した書類の内容の変更はできない。**

注2 様式－2 a、2 b、2 c、3 a、3 b、4、5、6、7、8、9については、記載すべき該当事項がない場合であっても、その旨を記載し、必ず提出すること。

注3 様式－2 a、2 b、3 a、3 b、4に該当する対象工事については、元請負者として受注した工事とする。

注4 技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とし、また、提出された技術資料の返却はしない。

注5 提出された技術資料は、契約事務、技術審査、監督及び検査以外に、提出者に無断で使用しない。

注6 本案件における同種工事は、**下水道工事** とする。

注7 工事成績評価における同一種目工事は、**種目：土木一式 細目：全て及び種目：舗装 細目：全て**とする。

注8 本案件における登録基幹技能者の種類は**登録土工基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者**とする。

技術資料への記載事項

1 企業の施工能力

(1) 同種工事の施工実績【様式－2 a】

【評価基準】

国又は地方公共団体の同種工事の施工実績を評価する。

配点は「2～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 同種工事の施工実績は、元請として、設計金額の5割以上の同種の工事实績（公告日から過去10年以内）とする。記載する工事がCORINSに登録されている場合は、技術資料へ建設業許可番号とCORINS登録番号を記入すること。また、同工事がCORINSに登録されていない場合は、工事实績が確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。工事实績が提出書類で確認できない場合は、加算は行わない。

・ **施工場所は問わない。**

・ **共同企業体での発注の場合、契約金額に出資比率を乗じた金額を工事实績とする。**

(2) 工事成績【様式－2 b】

【評価基準】

相模原市財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）発注の**同一種目工事**の工事成績評価点の平均点（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める）を評価する。

配点は「2～－1点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 工事成績評価点とは、契約課発注の工事（単価契約及び工事担当課へ検査を依頼している工事を除く）について、工事評価基準（平成14年4月1日施行）の規定により評価された評価点とする。
- ・ 平均点算出の対象となる全ての工事（令和5年度～令和7年度に検査の完了した**同一種目工事**）について、工事名等を様式－2bに記載すること。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

（3） 優良工事表彰の受賞実績【様式－2c】

【評価基準】

令和6年・令和7年度の相模原市優良工事表彰の受賞実績を評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

（4） 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無【様式－2c】

【評価基準】

入札公告日時点における品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無を評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

登録証の写しを提出すること。

（5） 配置予定技術者の能力【様式－3a、3b】

配置予定技術者は、予定する主任（監理）技術者の氏名、資格名等を記載すること。

また、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。この場合、審査は、各候補者のうち、「評価項目及び評価基準」に記載の評価基準において、評価が最も低い者で評価する。

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。

ただし、止むを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情を証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。

この場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち評価種別「配置予定技術者の保有資格」において評価した加算点と同等以上の評価となる技術者でなければならない。同等以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評価点から3点を減点する。

なお、配置予定技術者の実際の配置を確認するため、様式B「履行確認チェックリスト」に必要事項を記入し、工事完成時に工事完成届とあわせて提出しなければならない。

① 同種工事の施工経験

【評価基準】

国又は地方公共団体の同種工事に配置予定技術者が従事した経験を評価する。なお、施工経験は主任技術者、監理技術者として従事した経験とする。

配点は「2～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 同種工事の施工経験とは、元請として、設計金額の5割以上の同種工事に従事した経験（公告日から過去10年以内）とする。記載する工事がCORINSに登録されている場合は、技術資料へ建設業許可番号とCORINS登録番号を記入すること。また、同工事がCORINSに登録されていない場合は、施工経験が確認できる資料を提出すること。工事の施工経験が提出書類で確認できない場合は、評価しない。

・ **施工場所は問わない。**

・ **共同企業体での発注の場合、契約金額に出資比率を乗じた金額を工事实績とする。**

② 配置予定技術者の工事成績

【評価基準】

契約課発注の**同一種目工事**の工事成績評価点の最高点を評価する。

配点は「2～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 工事成績評価点とは、契約課発注の工事（単価契約及び工事担当課へ検査を依頼して

いる工事を除く)について、工事評価基準(平成14年4月1日施行)の規定により評価された評価点とする。

- ・ 対象となる最高点の工事(令和5年度～令和7年度に検査の完了した同一種目工事)について、工事名等を様式3bに記載すること。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

③ 保有資格

【評価基準】

入札公告日時点における配置予定技術者の保有資格(当該工事に関連する資格に限る。)について評価する。

配点は「2～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 配置予定技術者が資格を保有している場合は、当該資格を有していることが確認できる合格証明書の写し等を提出すること。なお、提出する保有資格が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しを提出するとともに、監理技術者講習修了証も提出すること。
- ・ 公告日現在保有している資格を記載すること。
- ・ 1級とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいい、2級とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級以外の者をいう。

④ 継続学習(CPD)の取組状況

【評価基準】

証明日時点における1年間の配置予定技術者の継続学習(CPD)の取組み状況について評価する。

配点は「0.5点～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 証明日とは、1年間に取得した指定する団体が発行する証明書の証明期間(単位を取得した期間)の末日をいう。
- ・ 証明日は公告日から過去1年以内のものとする(1年以内とは、前年の公告日同日から、公告日前日までとする)。また、証明期間は1年以内のものとする。
- ・ 指定する団体とは、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議に加盟する団体とする。ただし、発注工事(主な工種)に関連する証明団体に限る。

(6) 工事の履行遅滞【様式-4】

【評価基準】

過去1年間における契約課発注の全ての工事の履行遅滞の有無を評価する。

配点は「0～-1点」とする。ただし、複数回ある場合、1案件ごとに-1点とする。

【注意事項】

- ・ 履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日(工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日)とする。
- ・ 過去1年間とは、前年の公告日同日から、公告日前日までとする。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

(7) 手持ち工事量【様式-4】

【評価基準】

契約課発注の総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))で落札決定を受けた件数を評価する。

配点は「0～-1点」とする。ただし、複数回ある場合、1案件ごとに-1点とする。

【注意事項】

- ・ 手持ち工事量の対象は、落札決定を受けた契約課発注の総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))の件数とし、公告日前日までに完成した案件(完成日は、完成検査の完了の日とする。)を除く。
- ・ 過年度契約分については、継続事業(継続費、債務負担行為及び繰越明許費(繰越明許費は公告又は指名の通知をしたときに繰越明許費としていた案件に限る))を対象とする。
- ・ 共同企業体での構成員として受注した総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))の契約課発注の工事を含む。
- ・ 手持ち工事量については、技術資料提出時の対象案件を記入すること。なお、技術資

- 料提出後、開札日前日までに落札決定を受けた案件は手持ち工事量に含むものとする。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

2 企業の社会性・信頼性

(1) 災害時協力協定等の締結の有無【様式－5】

【評価基準】

入札公告日時点における相模原市と災害に対する復旧などの協定の締結状況の有無について評価する。(団体の場合、その構成員も評価する。)

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 災害協定を締結している各団体の加入証明書(当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可)を提出すること。
- ・ 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において締結した災害時協力協定等で相模原市が引き継いでいる災害時協力協定等を含む。
- ・ 災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とする。なお、複数協定を締結している場合も1件のみの評価とする。

(2) 建設機械の保有の有無【様式－5】

【評価基準】

入札公告日時点における災害時において使用される代表的な建設機械の保有の有無について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーのいずれかをいう。
- ・ 建設機械の保有を確認するため、売買契約書の写し等、特定自主検査記録表の写し、該当建設機械の写真を提出すること。
- ・ 建設機械の保有は、3年以上の長期リースでの保有を含むものとする。

(3) ボランティア活動の実績【様式－6】

【評価基準】

過去1年間の相模原市内におけるボランティア活動の実績の件数を評価する。

配点は「1～0点」

【注意事項】

- ・ 過去1年間とは、前年の公告日同日から、公告日前日までとする。
- ・ 企業として参加したことが確認できる資料2点(主催団体からの活動の実績を確認できる書類(活動証明書、感謝状等)及び状況写真)を提出すること。
状況写真のみで活動内容が不明瞭なもの、ボランティア活動と認めがたいものについては加点しない。
- ・ ボランティア活動とは、相模原市内において企業として行った活動であり、会社の後援、協賛、寄付行為、社員個人の活動及び自治会での自治会員としての活動は対象としない。
(参考例)
 - ・ 河川、道路及び公園等の清掃活動
 - ・ 自然環境保護活動等の参加
 - ・ 交通安全運動への協力
 - ・ 消防団協力事業所の認定

(4) 登録基幹技能者の配置の有無【様式－7】

【評価基準】

この工事への指定する登録基幹技能者(「必要とする技術資料」注8)の配置の有無について評価する。

配点は「0.5点～0点」とする。

【注意事項】

- ・ 登録基幹技能者講習修了証の写し及び雇用が確認できる書類(健康保険資格確認書等)を提出すること。
- ・ 下請業者が雇用する登録基幹技能者は評価の対象とする。
- ・ 技術資料提出時予定していた登録基幹技能者が配置できなくなった場合、別の指定する登録基幹技能者の配置が確認できれば不履行としない。
- ・ **受注者は、登録基幹技能者の配置を確認するため、様式C「履行確認チェックリスト」**

に必要事項を記入し、工事完成時に工事完成届とあわせて提出しなければならない。あわせて、登録基幹技能者講習修了証の写し、雇用が確認できる書類（健康保険資格確認書等）、監督員立会い写真及び配置確認写真等を提出すること。

- ・技術評価において「登録基幹技能者の配置」で評価され、加点されたにもかかわらず、配置が確認できなかった場合は、工事成績評定点から3点を減点する。

(5) 環境マネジメントシステム（ISO14001）またはエコアクション21の認証取得の有無

【様式－8】

【評価基準】

入札公告日時点における環境マネジメントシステム（ISO14001）またはエコアクション21の認証取得の有無を評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

登録証の写しを提出すること。

(6) 建設業労働災害防止協会への加入状況【様式－8】

【評価基準】

入札公告日時点における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

加入証明書（当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可）を提出すること。

(7) 若手技術者の雇用状況【様式－8】

【評価基準】

入札公告日時点における満35歳未満（公告日の翌々日以降に35歳の誕生日を迎えるもの）の技術者の雇用状況について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【注意事項】

- ・技術者とは、当該工事に監理技術者又は主任技術者になり得る国家資格等（経歴は不可）を持つ者をいう。

なお、当該工事の実際の配置は不要とする。

- ・資格者書等の写し及び雇用が確認できる書類（健康保険資格確認書等）を提出すること。

(8) 障害者の雇用状況【様式－8】

【評価基準】

入札公告日時点における障害者の雇用状況について評価する。

配点は「0.5～0点」とする。

【注意事項】

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者は障害者雇用状況報告書（控）の写し（入札公告日以前の直近の6月1日時点のもの。ただし、公告日が6月1日から7月15日までの間であり、かつ、公告日が属する年の6月1日時点における報告を行っていない場合は、公告日が属する年の前年の6月1日時点の報告書を評価対象とする。）を提出すること。なお、法定雇用率は入札公告日以前の直近の6月1日時点とする。

- ・義務付けられている事業者以外で障害者を1人以上雇用している場合は、障害者の雇用が確認できる書類（障害者手帳及び健康保険資格確認書等）を提出すること。

(9) 男女共同参画への取組の実績【様式－9】

【評価基準】

「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主の行動計画の策定について評価する。

配点は「0.5点～0点」とする。

【注意事項】

- ・一般事業主の行動計画策定届又は変更届の写し（受付印のあるもの）を提出すること。

(10) 指名停止【様式－9】

【評価基準】

相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止（指名停止期間）を過去1年間の間に受けていた場合について評価する。

配点は「0～－1点」とする。ただし、複数回ある場合、1案件ごとに－1点とする。

【 注意事項 】

- ・ 過去1年間とは、前年の公告日同日から、公告日前日までとする。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

(11) 地元下請率【様式－9】

【 評価基準 】

この工事の自社施工及び市内企業（相模原市内に本店を有する企業）への下請金額が占める割合が50%以上の場合（請負金額から市外企業（相模原市内に本店を有しない企業）への下請金額の総額を除いた額が請負金額の50%以上の場合）について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 市内企業への下請の対象は、一次下請及び警備業等（元請と直接契約を締結するものに限る。）とする。（警備業等とは、警備業のほか、測量業及び運送業をいう。）
- ・ 受注者は、地元下請率の履行を確認するため、様式B「履行確認チェックリスト」に必要事項を記入し、工事完成時に工事完成届とあわせて提出しなければならない。あわせて、施工体制台帳や契約書の写し等の契約金額確認できる書類等を提出すること。
- ・ 技術評価において「自社施工及び市内企業（相模原市内に本店を有する企業）への下請金額が50%以上」とされ、加点されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点する。

3 その他

総合評価方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止等の措置及び工事成績評価点を減ずる措置を行う。

評価項目及び評価基準

提出された技術資料について、次の評価項目及び評価基準に基づき加算点を算出する。なお、加算点の最高点は21点とする。

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間に於ける国又は地方公共団体の同種工事の施工実績（※注1）	2件以上	2.0
			1件	1.0
			無	0.0
	工事成績	過去3カ年度に検査の完了した同一種目工事（単価契約は除く）の工事成績評価点の平均点（※注2）	工事成績評価点の平均点が76点以上	2.0
			工事成績評価点の平均点が76点未満74点以上	1.5
			工事成績評価点の平均点が74点未満72点以上	1.0
			工事成績評価点の平均点が72点未満65点以上又は実績なし	0.0
			65点未満	-1.0
	優良工事表彰の受賞実績	過去2ヶ年度の相模原市優良工事表彰の受賞実績	2回以上	1.0
			1回	0.5
			無	0.0
	品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無		有	1.0
			無	0.0
	配置予定技術者の施工経験	過去10年間に国又は地方公共団体の同種工事に従事した施工経験の有無（※注1）	2件以上	2.0
			1件	1.0
			無	0.0
	配置予定技術者の工事成績	過去3カ年度に検査の完了した同一種目工事（単価契約は除く）の工事成績評価点の最高点（※注2）	80点以上	2.0
			80点未満78点以上	1.5
			78点未満75点以上	1.0
			75点未満73点以上	0.5
			73点未満（実績なし含む）	0.0
	配置予定技術者の保有資格（※注3）		1級又は監理技術者	2.0
			2級	1.0
			資格無し	0.0

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力（続き）	配置予定技術者の継続学習（CPD）の取組み状況	証明日時点における1年間の取得単位の状況（※注4）	指定する団体の1年間の取得単位が推奨単位の半分以上の取得	0.5
			指定する団体の1年間の取得単位が推奨単位の半分未満の取得又は実績なし	0.0
	工事の履行遅滞	過去1年間に於ける相模原市発注工事の履行遅滞の有無（※注5）	履行遅滞をしたことはない または 実績なし	0.0
			履行遅滞をしたことがある（複数回ある場合、1案件ごとに-1.0点とする）	-1.0
	手持ち工事量	相模原市発注の総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））で契約した件数（※注6）	0件 または 実績なし	0.0
			1件以上（複数回ある場合、1案件ごとに-1.0点とする）	-1.0
企業の社会性・信頼性	地域貢献	相模原市との災害時協力協定等の締結（※注7）	有	1.0
			無	0.0
		建設機械の保有の有無（※注8）	建設機械を自社で保有（長期リース（3年以上）を含む。）している。	1.0
			建設機械を自社で保有（長期リース（3年以上）を含む。）していない。	0.0
		ボランティア活動の実績（※注9）	過去1年間に相模原市内においてボランティア活動の実績が2件以上ある	1.0
			過去1年間に相模原市内においてボランティア活動の実績が1件ある	0.5
			無	0.0
		登録基幹技能者の配置の有無（※注10）	有	0.5
			無	0.0
	環境マネジメントシステム（ISO14001）またはエコアクション21の認証取得の有無		有	1.0
			無	0.0
	建設業労働災害防止協会への加入の有無		有	1.0
			無	0.0
	若手技術者の雇用状況（※注11）		雇用有り	1.0
			雇用無し	0.0
	障害者の雇用状況（※注12）		「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率以上又は義務付けられている事業者以外で障害者を1人以上常用雇用している。	0.5
			雇用無し	0.0

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	配点
	男女共同参画への取組の実績	「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主の行動計画を策定している。		0.5
		無		0.0
	指名停止	過去1年間における相模原市での指名停止の有無	指名停止を受けたことはない	0.0
			指名停止を受けたことがある (複数回ある場合、1回ごとに-1.0点とする)	-1.0
	地元下請率	自社施工（市内企業に限る。）及び市内企業（市内に本店を有する企業）への下請金額が占める割合 (※注13)	割合が50%以上である	1.0
			割合が50%未満である	0.0

※注1 単価契約は施工実績の対象から除きます。

施工場所は問いません。

※注2 工事成績評価点とは、契約課発注の工事（工事担当課へ検査を依頼している工事を除く。）について、工事評価基準（平成14年4月1日施行）の規定により評価された評価点をいいます。

平均点の計算結果は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めます。

※注3 1級とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいい、2級とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級以外の者をいいます。

※注4 証明日とは、1年間に取得した指定する団体が発行する証明書の証明期間（単位を取得した期間）の末日をいいます。ただし、証明日が前年の公告日同日から、公告日前日までのものとします。

指定する団体とは、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議に加盟する団体とします。ただし、発注工事（主な工種）に関連する証明団体に限ります。

※注5 履行遅滞の対象となる工事は、契約課発注の全ての工事とします。

なお、履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日（工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日）とします。

※注6 手持ち工事量の対象は、落札決定した総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））の契約課発注の工事とします。

・公告日前日までに完成した工事（完成日は、完成検査の完了の日とします。）は、除きます。

・技術資料提出後に落札決定した他の総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））の工事は手持ち工事量に含まれます。

※注7 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において締結した災害時協力協定等で、相模原市が引き継いでいる災害時協力協定等を含みます。

災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とします。なお、複数協定を締結している場合も1件のみの評価とします。

※注8 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル、移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）、大型ダンプ（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）、モーターグレーダー（自重が5t以上）のいずれかをいいます。

確認方法は、入札公告日時点においての保有等を次の3点の書類から確認します。

- ・売買契約書の写し等
- ・特定自主検査記録表の写し等
- ・該当建設機械の写真

※注9 ボランティア活動とは、相模原市内において、企業として行った活動であり、企業の後援、協賛、寄付行為、社員個人の活動及び自治会での自治会員としての活動は対象としません。

（活動例）

- ・河川、道路及び公園等の清掃活動
- ・自然環境保護活動等の参加
- ・交通安全運動への協力
- ・消防団協力事業所の認定

※注10 公告で指定した登録基幹技能者の種類を評価の対象とします。

配置予定の登録基幹技能者が下請業者で雇用されている場合も、評価の対象とします。

（確認方法）

①従事期間中に監督員が現場にて、技能者の配置及び登録基幹技能者講習修了証の確認を行います。現場確認の際には、監督員立会い写真及び技能者の配置が確認できる写真の撮影をしてください。

②工事完成時に工事完成届とあわせて、様式C「履行確認チェックシート」や現場写真等を提出し、確認します。

なお、技術評価において「登録基幹技能者の配置」で評価され、加点されたにもかかわらず、配置が確認できなかった場合は、工事成績評定点から3点を減点します。

※注11 35歳未満の技術者とは、公告日の時点で満35歳未満（公告日の翌々日以降に35歳の誕生日を迎えるもの）で、発注工事に監理技術者又は主任技術者になり得る国家資格等を取得している者（経歴は不可）をいいます。

なお、発注工事の実際の配置は不要です。

※注12 障害者とは、法定雇用率の算定対象と同様の取扱いとします。

※注13 本店所在地が市外若しくは条件なしとした場合、工事が特殊な場合などは、下請率50%を変更等することがあります。

す。

確認方法は、様式B「履行確認チェックシート」及び施工体制台帳等や契約書の写し等で下請業者等との契約金額が確認できる書類等により、工事完成時に工事完成届とあわせて提出し、確認します。

また、市内企業への下請の対象は、一次下請及び警備業等（元請と直接契約を締結するものに限ります。）とします。（警備業等とは、警備業のほか、測量業及び運送業をいいます。）

なお、技術評価において「自社施工及び市内企業（相模原市内に本店を有する企業）への下請金額が50%以上」とされ、加点されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点します。